

生駒市地域公共交通総合連携計画における評価項目の評価（中間報告）

1. はじめに

本資料では、生駒市地域公共交通総合連携計画を評価する際の評価項目について整理を行っている。評価項目については、生駒市地域公共交通総合連携計画（特に、当該計画書冒頭で宣言している「生駒市の地域公共交通に対する考え方」）を、具現化する方策として、どこまで機能したか、又は、実施できたかという観点から整理をしている。

生駒市地域公共交通総合連携計画の最終的な評価を実施するために、本協議会において、評価項目の妥当性（評価項目として欠如していないかどうか、内容が理解できるかどうか等）について、議論していただきたいと考えている。

また、今回委員の皆様には、本資料に明記している評価項目（案）の評価をしていただいた。そこで、本資料では、中間報告として当該結果の整理も行っている。

なお、評価していただいた結果（特に「△：検討は行ったが、実施するまでには至らなかった」、「×：検討ができていない」と回答されている項目）については、今後2年間で検討・実施できるもの、できないものの選別を行い、今後の方向性について検討を進めていくこととしている。

2. 集計結果について

・回答していただいた結果・コメントについて整理を行った。(今回、6名の回答を得た。)

【1. 連携計画における考え方に関する評価について】

大項目	小項目	評価			回答いただいた方の各項目へのご意見等
		○	△	×	
Ⅰ)市民の生活の質の向上	1 公共交通空白地帯に対する公共交通サービスの提供 ⇒公共交通空白地帯に対して、公共交通サービスを提供するという考え方は妥当であったかどうか。	6人	0人	0人	(○) 妥当であったと考えられる。
	2 公共交通サービスを提供すべき地区の住民の活動機会の確保 ⇒公共交通サービスを提供し、活動機会(買い物、通院等)を確保する(生活の質の向上を図る)という考え方は妥当であったかどうか。	6人	0人	0人	(○) 妥当であったと考えられる。
Ⅱ)公共交通サービス提供地区、優先順位の選定方法の検討	3 公共交通サービスを導入する地区の選定方法 ⇒地区を選定するための指標として、「高齢化率(75歳以上人口)」「地形の急峻さ」「駅やバス停までの距離」「各地区の自治会からの要望」等を基準としていたが、その考え方は妥当であったかどうか。	6人	0人	0人	(○) 妥当であったと考えられる。
	4 公共交通サービスを導入する地区の優先順位決定 ⇒公共交通サービスを導入する地区の優先順位決定にかかる指標として、「高齢化率(75歳以上人口)」「地形の勾配」「公共交通族人口」「外出をあきらめた人の割合」等を基準に決定したが、その考え方は妥当であったかどうか。	6人	0人	0人	(○) 妥当であったと考えられる。(今後、必要に応じて、新たな指標の検討や見直しも考えられる。)
	5 公共交通サービス提供地区における対応方針の検討について ⇒公共交通サービス提供地区における対応方針の検討(地域特性・課題を分析したうえで、サービス提供内容・提供時期等を検討)が妥当であったかどうか。	6人	0人	0人	(○) 妥当であったと考えられる。
Ⅲ)公共交通サービスの提供ルール	6 公共交通サービスを提供するにあたっての費用負担の考え方 ⇒公共交通サービスを提供するにあたり、市だけが費用を負担するのではなく、利用者・沿線住民も負担するという考え方が妥当であったかどうか。	6人	0人	0人	(○) 妥当であったと考えられる。
Ⅲ)公共交通サービスの提供ルール	7 利用者・沿線住民と市の負担割合(評価基準)の設定方法 ⇒公共交通サービスを提供するにあたり、運行費用と運賃収入の差額を市の財源(市民の納めた税金)から補助し、協力を得ることとした。その補助を受ける金額は、運行費用の一定割合を上回らないこととし、その限度額を設定するという考え方は妥当であったかどうか。	5人	1人	0人	(△) 評価基準については、これまで十分に検討してきたと考えられる。しかし、当該基準は、コミュニティバスを導入している地区(本町、南、北新町、萩の台)に適応が可能な基準(コミュニティバスを前提とした評価基準)であり、今後、コミュニティバス以外のサービス提供も考えられるため、他の地区にも適応が可能な評価基準の設定が必要であると考えられる。

【2. 連携計画に基づいて実施してきた施策に関する評価について】

大項目	小項目	評価			回答いただいた方の各項目へのご意見等
		○	△	×	
Ⅳ)公共交通サービス提供 地区における対応方針	8 公共交通サービス提供地区における対応方針 ⇒公共交通サービスを提供すべき地区において、対応方針の検討ができたかどうか。※対応方針を検討し、実施しているのは4地区である。	5人	1人	0人	(△) 連携計画に示されている、公共交通サービスを提供すべき候補地区のうち、4地区(本町、南、北新町、萩の台)については、対応方針を検討し、実施することができた。しかし、その他の候補地区(高山、北田原、桜ヶ丘、鹿ノ台等)については、十分な検討はできていないと考えられる。
Ⅴ)コミュニティバスの運行	9 住民の活動機会の確保 ⇒公共交通サービスを提供すべき地区において、市民(特に高齢者)の活動機会(買い物、通院など)を確保し、生活の質の向上を図ることができたかどうか。※現在、4地区にコミュニティバスを導入している。	5人	1人	0人	(△) 本町、南、北新町、萩の台地区については、コミュニティバスを導入したことで、住民の活動機会の確保できたと考えられる。しかし、他の地区における公共交通サービス提供内容(活動機会を確保するための方策)については、十分な検討ができていないと考えられる。
Ⅵ)評価基準の設定	10 評価基準(生駒市の負担する割合)の設定 ⇒公共交通サービスを提供するにあたり、生駒市および利用者・沿線住民が負担すべき費用の割合(評価基準)の検討ができたかどうか。	5人	1人	0人	(△) 評価基準については、これまで十分に検討してきたと考えられる。しかし、当該基準は、コミュニティバスを導入している地区(本町、南、北新町、萩の台)に適応が可能な基準(コミュニティバスを前提とした評価基準)であり、今後、コミュニティバス以外のサービス提供も考えられるため、他の地区にも適応が可能な評価基準の設定が必要であると考えられる。

【3. 連携計画の円滑な運用に関する評価について】

大項目	小項目	評価			回答いただいた方の各項目へのご意見等
		○	△	×	
Ⅶ)公共交通の利用促進	11 公共交通の利用促進策について ⇒利用促進策として、PR(広報)、利用案内の作成、商業施設等の優待策などの検討ができたかどうか。	2人	3人	1人	(△) 各地区の自治会で利用促進策を検討し、実施してもらっていたと考えられる。しかし、本協議会では、他市の事例を紹介したのみであり、生駒市としての利用促進・増進策については検討できていなかったと考えられる。
	12 路線バス、鉄道、タクシー等との連携に関する検討 ⇒鉄道や路線バス・コミュニティバス・タクシー等との接続、ダイヤに関する相互の情報提供(例えば、鉄道車内における路線バスの乗り場・行き先案内)など検討ができたかどうか。	3人	2人	1人	(×) 事業者間での情報を共有した検討は十分にできていなかったと考えられる。今後は、相互の情報提供による検討も実施していく必要があると考えられる。
	13 市民の協力による利用増進策の検討 ⇒市民に「公共交通は他人事ではなく、みんなで守り・利用する」という意識を涵養し、既存の公共交通機関とコミュニティバス等地域公共交通との連携について、持続可能な公共交通体系の構築を目指していたが、市民の協力を得て、公共交通の採算性を向上させることができたかどうか。	3人	3人	0人	(△) コミュニティバスを導入している地区では、自治会からの協力によって公共交通の採算性を向上させることができたと考えられる。しかし、市民からの協力による利用促進・増進策の検討はできていなかったと考えられる。

【3. 連携計画の円滑な運用に関する評価について】

大項目	小項目	評価			回答いただいた方の各項目へのご意見等
		○	△	×	
Ⅷ)公共交通サービス 提供内容の検討	14 既存バスの再編を含めた総合的な公共交通体系の検討 ⇒既存路線バスのルート変更、南北・東西方向への移動など総合的な公共交通体系の検討ができたかどうか。	1人	5人	0人	(△) 既存路線バスのルート変更、南北・東西方向への移動のしやすさなどの議論は行ったが、具体的な対策等についての検討はできていなかったと考えられる。
	15 乗継利便性の検討 ⇒待ち環境、乗継運賃の割引サービスの検討など、利便性向上に向けて検討ができたかどうか。	1人	5人	0人	(△) 近鉄線との乗り合わせについて、検討できていたと考えられる。(災害時に発生したダイヤ変更への対応は実施した。)しかし、待ち環境や乗継運賃の割引サービスの検討等の検討はできなかったと考えられる。
	16 公共交通結節点までの移動手段の検討 ⇒自宅から公共交通結節点(バス停や駅)までの移動手段の検討ができたかどうか。(e.g. サイクル&ライドなど)	1人	2人	3人	(×) 公共交通結節点(バス停や駅)までの移動手段の検討はできていないと考えられる。
	17 地域独自で考えた計画を提供できるような仕組みづくりの検討 ⇒地域独自で考えたこと(地域自ら公共交通の運行を検討するなど)を提供できる仕組みづくりの検討ができたかどうか。	2人	1人	3人	(×) 地域に関する案件(例) あすか野地区における路線バスの運行)について検討することができたが、仕組みづくりの検討については、議論ができていなかったと考えられる。
Ⅸ)公共交通以外の サービスとの連携検討	18 公共交通以外のサービス提供における検討 ⇒公共交通サービス以外のサービス(福祉施策や買い物サービスなどとの連携や、移動販売車や宅配システム、ネットスーパー等の活用)の検討ができたかどうか。	1人	5人	0人	(△) 本協議会では、公共交通サービスの内容について主に検討していたため、公共交通サービス以外の内容について具体的な検討することができなかったと考えられる。
Ⅹ)主な活動拠点への 公共交通サービスの 提供に関する検討	19 着地側の公共交通サービスの評価(分析) ⇒着地(活動拠点)までの移動(大きな乗換抵抗などがなくスムーズに目的地まで公共交通で行くことができるか)や着地側での移動(駅やバス停から活動拠点までの移動)についての評価(分析)ができたかどうか。	5人	1人	0人	(○) 「ISTA はばたき」や「阪奈中央病院等の医療施設」を対象とした、着地側の公共交通サービスの評価の検討(分析)を十分に実施することができたと考えられる。
	20 問題点の抽出、検討すべき課題の整理 ⇒着地側の公共交通サービスの現状評価(分析)をするにあたっての問題点の抽出や検討すべき課題が整理できたかどうか。	1人	5人	0人	(△) 「ISTA はばたき」や「阪奈中央病院」を対象とした評価(分析)を行い、問題点の抽出は実施できたと考えられるが、検討すべき課題については十分に検討できていなかったと考えられる。
	21 着地側で提供すべきサービス水準の検討 ⇒問題点の抽出、検討すべき課題を整理し、着地側で提供すべきサービス水準の検討ができたかどうか。	2人	3人	1人	(×) 検討すべき課題について十分に整理できていなかったため、今後の方向性(着地側で提供すべきサービス水準の内容)の検討はできていなかったと考えられる。
Ⅺ)進行管理および 適切な評価の実施	22 定期的な評価(見直し)の実施 ⇒常に進行状況や実証運行の実施状況を把握するとともに、評価項目を定めて定期的に実施状況を評価し、必要に応じて地域公共交通総合連携計画を見直しが見直しができたかどうか。	5人	1人	0人	(△) 進行状況、実施状況の評価は実施してきたが、定期的にとよりも必要に応じて評価(見直し)を実施してきたと考えられる。

【回答いただいた方の評価項目全体を通したご意見等】

- ・評価項目の内容によっては、市民や利用者側の視点からの評価を重視すべきと思われる。
- ・評価項目の内容に関わりのある事業者ごとの評価も必要であると思われる。
- ・過年度の内容すべてを見返すことが難しいため、各評価項目の評価も難しいと思われる。

3. 今後の方向性について

- ・「2. 連携計画に基づいて実施してきた施策に関する評価」では、公共交通サービスを提供すべき候補地区のうち、4地区（本町、南、北新町、萩の台地区）についてサービス内容を検討し実施した。しかし、他の候補地区については、具体的なサービス内容の検討には至っていない。そのため、今後は、候補地区の現状を把握（地区の特性や課題等）し、地区に応じたサービス内容の検討を行う必要があると考えられる。また、評価基準の考え方（収支率のほか、新たな指標による評価の検討等）に関しても、必要に応じて見直しを行う必要があると考えられる。
- ・「Ⅶ）公共交通の利用促進」においては、他市で実施している事例について紹介は行ったものの、生駒市としての利用促進・増進策については、十分に検討できていなかったと考えられる。今後は、より一層高齢化が進展し、地域にとってコミュニティバスの必要性がさらに高まると考えられるため、コミュニティバスの運行を維持するための方策（利用促進・利用増進策も含めた方策）の検討も継続して実施していく必要があると考えられる。
- ・「Ⅷ）公共交通サービス提供内容の検討」における評価項目では、検討（議論）は行ったが実施するには至らなかった内容（既存路線バスのルート変更、乗継運賃の割引サービス等）もあり、引き続き検討を重ねて実施できる内容については実行する必要があると考えられる。また、「17. 地域独自で考えた計画を提供できるような仕組みづくりの検討」については、現在、鹿ノ台地区において運行計画の検討を地区自らが行っており、本協議会では、コミュニティバス運行実施に向けた支援を行っていきたいと考えている。
- ・「Ⅸ）公共交通以外のサービス提供における検討」においては、本協議会では公共交通サービス提供の内容について主に議論したため、当該項目における議論をすることができなかつたと考えられる。今後、議論する場合は、まずは公共交通以外のサービス提供内容（他市の

事例等) について整理する必要があると考えられる。(議論できない場合は、形成計画の計画内容検討時に反映することも考えられる。)

- ・「X) 主な活動拠点への公共交通サービスの提供に関する検討」においては、着地側の公共交通サービスの評価は十分に実施することができたと考えられる。しかし、課題の整理やサービス水準の検討については、検討を実施したが対策を講じるには至らなかったと考えられる。そのため、当該項目で検討した内容を形成計画の計画内容を検討する際に反映させる必要があると考えられる。